

## 藤沢市救急医療運営費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、救急医療体制の円滑な運営に資するために、その事業を行うものに対して補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 休日・夜間急病診療所における、次のア・イに掲げる事業
  - ア 公益社団法人藤沢市医師会が行う休日・夜間急病診療所運営事業
  - イ 一般社団法人藤沢市薬剤師会が行う薬剤師派遣事業
- (2) 公益社団法人藤沢市医師会が行う眼科救急医療運営事業
- (3) 公益社団法人藤沢市医師会が行う在宅当番医制運営事業
- (4) 休日急患歯科診療所において公益社団法人藤沢市歯科医師会が行う休日急患歯科診療所運営事業
- (5) 公益社団法人藤沢市医師会が行う病院群輪番制運営事業

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に規定する事業運営費のうちの人件費相当分
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた経費
- 2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとし、補助金の算定基準又は補助金の額は、別表第1のとおりとする。

### (補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、救急医療運営費等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。ただし、事業の性質上事業の着手前に申請することが困難であると市長が認めるときは、事業の着手後1月以内に交付申請書を市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第2号様式）又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (補助金交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を救急医療運営費等補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において、補助事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付を決定した場合において、補助事業の性質上事業の経費があらかじめ確定しないものについては、補助金の額を交付の予定額とし、交付決定等通知書にその旨を記載するものとする。

### (届出義務等)

第6条 補助事業者（補助事業を行うものをいう。以下同じ。）は、補助事業が完了したときにあつては、事業完了届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第3項の規定に基づき補助金の交付決定を予定額で受けた場合において、補助事業が完了したときは、事業完了届に補助金の額の確定に必要な実績を記載し、当該実績を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業が救急医療体制の運営であることから、事業着手届の提出を省略するものとする。
- 4 市長は、補助事業者に対し、補助事業の進捗状況を把握するための報告を随時求めることができる。

### (事業の計画変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の計画又は内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更計画書
- (2) 変更収支予算書（第6号様式）又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、事業計画変更承認通知書（第7号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により計画又は内容を変更し、すでに交付された補助金の全部又は一部に残額が生じた場合は、市長が別に定める期日までに補助金を返還しなければならない。

### **(補助金の額の確定及び通知)**

第8条 市長は、第5条第3項の規定により補助金の交付予定額を決定した場合において、第6条第1項の規定による事業完了届の提出があったときは、内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、救急医療運営費等補助金交付額確定通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

### **(補助金の支払)**

第9条 補助金は、第6条第1項に規定する事業完了届の提出を受けて、市長が補助事業の完了を確認した後に支払うものとする。ただし、事業の円滑な運営のために市長が必要と認めるときは、補助金の一部を補助事業の完了前に支払うことができるものとする。

2 第5条第3項の規定により補助金の交付予定額を決定した場合にあっては、

前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

### **(事業実績報告書の提出)**

第10条 補助事業者は、補助事業に係る補助金の交付を受けて補助事業が完了したときは、事業実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（第10号様式）又はこれに代わる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

### **(交付決定の取消及び返還)**

第11条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、救急医療運営費等補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により交付決定の全部又は一部を取消、もしくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 適性を欠く事業費の執行が認められるとき

(2) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたと認められるとき

(3) 交付決定の内容又はそれに付した条件に違反したとき

(4) その他規則及びこの要綱に違反したとき

### **(備付帳簿及び証拠書類)**

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して次の期間保管しておかななければならない。

(1) 第2条第1号アに掲げる「公益社団法人藤沢市医師会が行う休日・夜間急病診療所運営事業」のうち、小児科診療に係るもの 10年間

(2) 前号に掲げる以外のもの 5年間

2 前項第1号に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該補助金の交付を受けた団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は神奈川県知事）に証拠書類等を引き継がなければならない。

#### (補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市救急医療運営費等補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表第1 (第3条関係)

事業名	補助対象経費	算定基準又は補助金の額
休日・夜間急病診療所事業 運営費補助事業（小児科、 内科）	南北休日・夜間急病 診療所において内 科及び小児科診療 に係る人件費相当 分、保険料、施設管 理費及び市長が特 別に認めた経費	診療日数に次の単価及び従事人数を 乗じて得た金額の合計額。 12月29日～1月3日は休日とし て扱う。 I 休日（9～17時） 小児科医 111,100 内科医 68,900 看護師 11,000 事務員 4,400 II 土曜・休日（18～23時） 小児科医 74,100 内科医 55,000 看護師 9,800 事務員 4,000 III 土曜・休日（23～翌7時30分） ※北のみ 内科医 85,400 看護師 12,000 事務員 5,000 IV 平日（20～23時）※北のみ 小児科医 39,100 内科医 37,400 看護師 7,300 事務員 2,600
薬剤師派遣事業	人件費相当分及び 市長が特別に認め た経費	診療日数に次の単価及び従事人数を 乗じて得た金額の合計額。 12月29日～1月3日は休日とし て扱う。 休日（9～17時） 30,400 土曜・休日（18～23時） 33,000
眼科救急医療運営事業	人件費相当分及び 市長が特別に認め た経費	診療日数に次の単価を乗じて得た金 額の合計額。 12月29日～1月3日は年末年始 として扱う。 休日（9～17時） 8,900 年末年始（9～17時） 51,700

在宅当番医制運営事業（外科・産科）	人件費相当分及び市長が特別に認めた経費	<p>診療日数に次の単価及び医療機関数を乗じて得た金額の合計額。</p> <p>12月30日～1月3日は休日として扱う。</p> <p>休日（9～17時）</p> <p>I 外科 30,000</p> <p>II 産科 100,000</p>
休日急患歯科診療所運営事業	人件費相当分、保険料及び市長が特別に認めた経費	<p>診療日数に次の単価及び従事人数を乗じて得た金額の合計額。</p> <p>12月29日～1月3日は休日として扱う。</p> <p>休日（9時30分～16時）</p> <p>歯科医師 62,800</p> <p>歯科衛生士 12,000</p> <p>事務員 7,600</p>
病院群輪番制運営事業（外科・内科）	人件費相当分及び市長が特別に認めた経費	<p>診療日数に次の単価及び医療機関数を乗じて得た金額の合計額。</p> <p>12月30日～1月3日は休日として扱う。</p> <p>平日（20～翌8時） 90,000</p> <p>土曜・休日（18～翌8時） 140,600</p> <p>土曜（13～18時） 30,000</p> <p>休日（9～18時） 50,000</p>

この要綱において、「休日」とは日曜又は祝日のことをいう。